

第1回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議事要旨

1. 日 時 2014年(平成26年)5月13日(火)午前10時30分～11時50分

2. 会 場 藤沢市役所第3庁舎1階 第2会議室

3. 出席者

(1) 委員=18人

石渡 和実、 松永 文和、 田場川善雄、 垣見 凌子、 戸高 洋充、
種田多化子、 木村 依子、 市川 勤、 大田 哲夫、 南部 久子、
椎野 幸一、 池端 真彦、 鶴見 昭子、 西山 千秋、 北島 令司、
大橋 久高、 大山 睦子、 國弘 信子

(欠席) 鈴木紳一郎、 三觜由見子

(2) 事務局=15人

福祉部：佐川部長

福祉総務課 片山参事、赤尾主幹、日原課長補佐、齋田上級主査、坂井事務職員

介護保険課 橘川参事

高齢者支援課 玉井課長、井上課長補佐

障がい福祉課 高梨参事

生活援護課 矢後参事

子ども青少年育成課 佐藤参事

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 倉持事務局長、村上主幹、平澤主査

(3) 傍聴者=1人

4. 議 題

(1) 地域福祉計画改定の概要について

(2) 地域福祉計画改定に向けた考え方について

5. 配付資料

資料1 藤沢市地域福祉計画の概要

資料2 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

資料3 地域福祉計画改定スケジュール

資料4 藤沢市地域福祉計画改定に向けた論点整理

参考資料① 地域福祉に関するアンケート調査結果報告書(本編・概要版)

参考資料② 地域福祉計画(本編・中間見直し版)

6. 議事概要

(1) 地域福祉計画改定の概要について

石渡委員長：まず、(1) 地域福祉計画の概要・進め方について、事務局から説明をお願いします。

齋田主査：それでは、お手元の資料1に基づきまして、地域福祉計画の概要についてご説明申し上げます。

まず、1. 地域福祉計画の根拠・趣旨でございますが、地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、「地域福祉における福祉サービスの適切な利用の推進」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進」に関する事項を一体的に定める計画として策定するものです。

2. 地域福祉計画推進委員会でございますが、本委員会は藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱(資料2)に基づいて設置しております。委員会の審議事項としては、地域福祉計画の策定及び推進に関すること、あるいはその情報交換に関することでございます。

今年度のスケジュールは後ほどご説明させていただきますが、皆さまには現計画の総括と次期計画の改定に関する審議をしていただく予定でございます。

3. 関連計画でございますが、まず、市の計画として、福祉部門の計画では、主に高齢者を対象とした高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、主に障がい者を対象とした障がい者計画・障がい福祉計画、また子ども青少年部の所管となりますが、主に子ども・子育て世帯を対象とした、次世代育成支援行動計画、子ども・若者計画、また、新たに策定する子ども・子育て支援事業計画がございます。

また、市政全体の計画としては、市政運営の総合指針2016がございまして。こちらは長期計画としての総合計画に代わるものとして、中長期的な視点に基づきながら、社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、3～4年間で重点的に行う施策を指針として定めたものでございます。

神奈川県計画としましては、市町村の地域福祉施策を支援する地域福祉支援計画がございまして。また、市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を定めております。

2ページをご覧ください。4. 次期計画策定についてでございますが、(1) 計画期間としては、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とし、第3年度の平成29年度に中間見直しを行います。

ここに関連計画チャートとして、先ほど申し上げました関連計画の計画期間を示したものがございまして、今年度は、福祉部門の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画をそれぞれ改定し、次世代育成支援行動計画・子ども・若者計画を引き継ぐ形で、子ども・子育て支

援事業計画を新規に策定する予定となっております。

また、県の地域福祉支援計画も今年度改定することになりますので、県との情報交換も随時行ってまいります。

市社協の地域福祉活動計画につきましては、平成 27 年度に改定する予定となっておりますので、その際には地域福祉計画との整合を図れるよう協議してまいります。

続きまして、(2) これまでの検討経過でございますが、平成 25 年度の委員会は 4 回開催し、市民アンケート調査や関係団体ヒアリングの内容について意見交換をしていただきました。また、その調査結果を踏まえて、次期計画の方向性についてもご議論いただきました。

市民アンケート調査の内容につきましては、事前にお送りした参考資料をご参照いただけたらと思っておりますが、本日は一部ご紹介したいと思っております。

概要版をご覧ください。9 ページになりますが、地域福祉推進に向けて行っている取り組みに対して、市民が感じている感想を集計したものです。広報・ホームページ等による情報提供に対する充足度は比較的高いのですが、その他の取り組みに対しては「わからない」という回答が半数以上を占めております。また、同じく 10 ページから 11 ページにかけては、地域で安心して暮らしていくために大切なこととお聞きしたのですが、11 ページに年代別の調査結果を記しております。こういった結果を基に今後取り組むべき事項などの検討していく予定でございます。

また、市民アンケートの他に、福祉分野で活動する関係団体にヒアリングをさせていただいております。その調査結果等をまとめ、今後の地域福祉の方向性を検討するための報告書を作成しており、現在最終校正を行っております。第 2 回委員会前には皆さまにお配りさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料 3 に基づきまして計画改定の進め方についてご説明申し上げます。

地域福祉計画の改定につきましては、これから 3 月までの期間で作業を行うこととなりますが、資料の主に左側 2 列をご覧くださいながら、流れの説明をさせていただきます。

まず、昨年度までの議論の経過及び本日いただいたご意見などを踏まえまして、6 月中旬を目処に改定計画の構成などをまとめた骨子案を作成し、次回第 2 回委員会にて皆さまにお諮りしたいと思っております。皆さまからいただいたご意見や庁内での検討結果を踏まえて、骨子案に具体的な記載内容を肉付けした素案を作成し、第 3 回委員会にてお諮りいたします。

素案を基に皆さまのご意見を反映させたものを第 4 回委員会にてお諮りし、計画一次案を作成いたします。

一次案につきましては、11 月に予定しているパブリックコメント、シンポジウムにて市民の方からご意見を伺うとともに、市議会 12 月定例会にて報告

する予定です。

その経過を踏まえて修正した案を第5回委員会にてお諮りし、計画二次案を作成します。二次案につきましては、市議会2月定例会にて報告いたします。

3月に新たな計画として改定し、第6回委員会では、計画に基づいて平成27年度に進める事業等についてお諮りしたいと考えております。

全体の流れについては以上となりますが、続きまして11月8日に予定しておりますシンポジウムについて簡単にご説明いたします。

このシンポジウムにつきましては、今年度福祉部内で改定する地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画の5つの計画に関するイベントとして、市民会館で開催する予定でございます。内容等につきましては、これから関係課と協議いたしますが、本委員会においてもご意見等をいただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。地域福祉計画改定の進め方の説明につきましては、以上となります。

石渡委員長：ただいま事務局から説明がございましたが、皆さまからご質問やご意見などございますでしょうか。(質問・意見等なし) 続いて、(2) 地域福祉計画改定に向けた考え方について、事務局から説明をお願いします。

(2) 地域福祉計画改定に向けた考え方について

日原補佐：それでは、資料4に基づきまして、ご説明申し上げます。昨年度の委員会でのご審議などを基に論点整理としてまとめさせていただきました。

1. 検討経過まとめにつきましては、昨年度の委員会資料から抜粋したものでございますが、新しい委員の方もいらっしゃいますので、使わせていただきました。論点1として地域が果たしている役割あるいは果たし切れていない役割について、論点2として今後の地域活動やボランティアについて、2ページに移りまして、論点3として年代別やライフサイクルを踏まえた取り組みについて、論点4として地域への計画の浸透について、3ページに移りまして、論点5として計画の柱について、でございます。それぞれの論点を踏まえまして、2. 計画改定に係る基本的な考え方としてまとめました。

まず、(1) 地域福祉のビジョン・将来像についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今年度福祉部門で合計6つの計画を改定あるいは策定いたしますが、各計画を実行することで達成すべき「藤沢市の地域福祉のビジョン・将来像」について共有していきたいと考えております。

次に、(2) 現計画から引き継ぐ事項として、現計画の具体的な取り組みの柱として掲げている「①地域福祉の普及・充実」「②ボランティア活動への支援」「③相談・支援ネットワークの拡大」「④成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実」「⑤災害時要援護者(避難行動要支援者)支援の体制整備」「⑥

障がい者団体等の活動支援や情報発信を行う拠点整備」「⑦福祉人材の育成・確保に向けた取り組み」の7つの事項に係る考え方については、文言等の修正を行うかもしれませんが、次期計画においても継承していきたいと考えております。

そして、(3)計画改定に係る新たな視点等として、現計画策定から6年が経過し、その間法制度や社会情勢が変化していることを踏まえ、また、地域福祉分野全般に係る総括的計画としての性質を考慮して、新たな視点に基づく事項などを計画に加えたいと考えております。

例としましては、①生活困窮者自立支援法に基づく施策、②地域社会における支え合い体制づくり、③民生委員・児童委員の活動の充実、④子ども・子育て世代への支援、⑤高齢者の生きがいづくりへの支援などを想定しております。

高齢者、障がい者、子ども・子育て世代への支援につきましては、それぞれ個別計画においても定めるところでございますが、地域福祉全般を総括する計画として、その視点を盛り込みたいと考えております。以上で、説明を終わらせていただきます。

石渡委員長：ただいま事務局から説明がございましたが、これからの計画策定にもいろいろ、委員のみなさまにもお考えおありだと思っておりますので、皆さまからご質問やご意見、あるいは、それぞれの委員の立場で、思いも含めて自由にご意見を頂けたらというように思います。

椎野委員：3ページの論点5の柱についてというところで、前回の委員会で高齢者施策を入れるべきという意見があったと思う。今までの柱を基本とするのは良いと思うが、時代時代の課題も新しく取り入れてはどうか。

田場川委員：現在、高齢化が進み、自分の団体も平均年齢が70歳から80歳となっている。高齢者が増えている割には、地域で高齢者の団体というのは非常に少ない。老人会も高齢者のうち3割くらいしか加入していないのではないかと。特に団塊の世代は、会社勤めが終わると、そういった組織に縛られたくないとか、自分で色々なことをしたいという意欲が非常に強いので、みんなで高齢者を助けるといったことに賛同しないというか、興味を示さない。高齢者施策というと、介護保険の対象となるような感じだと思うが、健康、元気な高齢者も多いので、健康年齢をあげる活動、奉仕活動や祝い活動もやっているの、こういった支援する活動を含めて高齢者施策として取り上げていただきたい。

石渡委員長：はい、ありがとうございました。そういう面では、資料3ページの(3)新たな視点として、「高齢者の生きがいづくり」という言葉もあるが、元気な高齢者の方がどう地域に貢献していただくかというのは、地域福祉計画で大きなポイントになってくると思う。さらにそれぞれ立場で、お気づきのこととか補足していただけることがありましたら遠慮なくご発言ください。

椎野委員：これまでは現在の7本の柱でいいかなというふうに思っていたが、今回の改

定で高齢者施策というものをに入れておかないと、その仕組みができていかないと考えて提案した。

石渡委員長：他に、新たな視点にも入っているが、以前から、7本の柱の中で、「子ども子育て」に関する施策が明確になっていないという議論もあったと思う。市民アンケート概要版の11ページを見ると、50代以上の方が、「介護や高齢者支援」に対するニーズが高いのに対し、20代・30代の方は「子育て支援サービスの充実」に対するニーズが高いという市民の意識を踏まえて、新しい計画では、明確に位置付けていきたい。

椎野委員：高齢者施策については、災害時における避難体制において要援護者として高齢者は位置付けられているし、福祉人材の育成の中でも、もっと高齢者をボランティアに活用するという考えもある。

片山参事：色々な貴重なご意見をありがとうございます。まさに高齢者施策に関しては、みなさんご承知のとおり、「2025年問題」というのが大きな課題として控えております。まあ、団塊の世代の方たちが75歳になって、要介護認定者の方も増えると思うが、元気な高齢者の方も増えることを想定して、一方では支援の必要な方たちに対する制度の充実も大事だが、社会活動や地域での様々な交流を促進する施策も検討していきたい。先ほど地域包括ケアシステムという話もありましたが、その辺りも視野に入れていきたいと思っております。

子ども子育てに関しては、新しい制度が来年からスタートする。また、今若者のニート・ひきこもりの問題、そして、子ども・若者の貧困の問題なども福祉の現場では実感しており、そういうことも視点に入れる必要があると考えております。

それと、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、そういう属性を超えた、総合的な支援・ネットワーク、相談体制、そういった施策にもぜひ踏み込んでいきたい。いずれにしても新しいビジョンで、高齢者保健福祉計画も障がい者計画なども作るので、今までにとらわれない、新たな視点を入れていけたらと考えております。

石渡委員長：はい、ありがとうございます。今事務局がきれいに整理をしましたが、それぞれの立場でぜひご意見をいただきたい。

種田委員：今高齢者の話が出たが、高齢になるにつれて障がいを重ねて持つ方も多い。先ほど高齢者の団体に人が入らないという話があったが、障がい者は高齢者より数が少ないこともあるが、新しい人が団体に入らず、かつ高齢化が進んでいる。従って、障がい者団体等の活動の支援や拠点整備、障がいがある方があそこに行けば誰か、同じような障がいがある方に会える、仲間がいるという場所を早く作っていただきたい。一時期希望がかなうところで実現できなかった経緯があるが、チラシを配布したり、公民館に置くなどの活動をしていても、やはり顔と顔が見えないと、一緒にやりましょう、一緒に活動しましょうというようにはなかなかならないと思うので、やはりみんなが集え

る、同じものが集まれる、そういう場所を実現していただきたい。

石渡委員長：ありがとうございます。今のご意見としては、障がいを持った人や色々な立場の方が集える拠点ということでした。

松永委員：大和市は「60歳代を高齢者と言わない都市」宣言をしている。国の政策としては、60歳65歳を高齢者としてとらえる。しかし市としての独自の姿勢・動きとして、高齢者とは呼ばないというのは、60歳代を生産人口の一部として見ていることだと思う。今回の計画改定の中で姿勢として参考にすべきところではないかと考える。

あと障がいのことでいうと、たとえば発達障がいに関して言えば、知的障がいを伴わない発達障がいもある。しかしこれまでは知的障がい、あるいは精神疾患として考えられるなど、狭間にいる障がいともいえる。人口の中で約6パーセント程度いると言われていたが、数が少ないから施策・制度に載せないということではなく、市民の方にも伝えていかなければいけない現実というのがあると思う。特にそういった発達障がいの方、子どもたちというのは、集団の中で埋もれてしまっていたり、環境によって生きづらさを感じている、ひいてはそれが精神疾患やひきこもりといった二次的な障がいにつながっていく可能性があることを考えると、計画の中で柱とするのは難しいかもしれないが、やはりそういった存在も地域の一員として考える計画にするのが大事かなと思う。

大田委員：新しい視点の中に生活困窮者の問題があるが、やっと出てきたという感じを受ける。4月から消費税が上がり、今後10パーセントになる可能性がある。今後年金受給額が下がることを考えると、特に高齢者は生活をどう支えるのかという課題がある。施設に入りたくても金銭面で入れない場合がある。周りの民生委員でそういった相談を受けて困っている姿も見ている。生活困窮者の問題は大きな課題として検討していきたい。

片山参事：ご意見ありがとうございます。資料の中にも生活困窮者自立支援法という言葉があるが、来年から新たに第二のセーフティネットとして生活困窮者に対する総合的な施策を施行します。地域において孤立している方や経済的に困窮している方を早期に把握する、そして相談支援につなげるというのがひとつの大きなテーマになっております。今地域で活動される民生委員さんが一番ご苦労されていますが、市民、住民、行政といった多様な主体によるネットワークを構築し、そういった方が少しでも早く自立するように支援していく、自立といっても、経済的な自立というのはなかなか難しい場合が多いですが、社会的な自立あるいは日常生活の自立に向けた支援から入っていきたいと考えております。

国は、この制度を地域づくりのための仕組みと明確に言っておりますが、市としても福祉部門だけではなく全庁的に取り組んでいきたい。そのためにも、地域での支えあいの仕組みについても早急に取り組むたいと考えており

ます。

戸高委員：市民アンケートに関しては、現状の課題を把握するために実施したので、それをどう活かすのかを考える必要がある。

もう一つは、先ほど全庁的に取り組むと言われたが、市民センターをはじめとして、担当者を含めて行政としてどう浸透させるかというところまで丁寧にもっていかないといけないと絵に描いただけのものになると思う。その辺りを計画の中で明確にすることと市民に向けてどう発信するかが大事だと考える。

石渡委員長：はい、今のご意見は大変大事なことだと考えます。他の方はどうでしょうか。

大山委員：民生委員として感じていることとしては、地域を廻っていて、問題はとても幅が広く、研修で受けている知識以上のことが入ってくるなど、どうすべきか悩むこともあるので、もっと勉強する必要があると思うことが多々ある。

また、元気な高齢者は元気だから、そのままにしておけばいいのではという意見をよく聞くが、行政はもっと元気な高齢者に目を向けてほしい。

若者のひきこもりのお宅に行ったときにどうしたら良いのかとか、虐待を受けていると知らせが入っても入るべきか悩んだり、表でずっと泣き声を聞いたり、お母さんが怒っている声を聞いて、入ろうか入るまいかと考えるようなときもある。ぜひ民生委員の活動について理解していただきたい。

種田委員：障がい者に対して、民生委員に関わってもらわないと、平時もそうだが、特に災害時は何も進まない。自分自身も昨年からは民生委員を引き受けているが、民生委員は毎月研修や勉強し、地域で色々な方に声をかけたり、積極的に活動していると思う。障がいも色々あるが、特に重度の障がいを持つ方に民生委員には関わってもらいたい。

もう一つは、民生委員として町内会の役員とも話しているが、災害時の名簿について、これまでは会長が持っているだけだったが、法律が改正されて、今後町内会でどうすべきか話し合っている。行政には、簡単な指針を出してもらいたいと考える。

垣見委員：高齢者施策の話があったが、高齢者の認知症という言葉が出ていない。これから高齢化が進むにつれて、認知症というのが増えていく。地域社会における支えあいの体制、地域包括ケアの中に入るかと思うが、特に認知症というものをとりあげて、みんなで支援していかなければいけないという気がする。現計画の中間見直しの議論で、認知症サポーター養成講座を盛んに行っているが、どのように活用するのかというような論議があった。その中で、この3年間は普及・啓発の位置づけ、活用は次期計画への課題とするというようなことが明記されている。養成した認知症サポーターについて、そのあとのフォローアップ、キャリアアップ、そして地域社会みんなで支えていくということを柱の一部として考えてはどうかと思う。

西山委員：一つは、計画中間見直し版の9ページにあるワンストップサービスというのが、すごくこれから必要になってくるかなと思う。高齢者が増えていること

もあり、そこへ行ったらそこで解決しなくても、どこへ行ったらいいとか、いろいろ整理してくれる仕組みが、市で作ってもらえると、もっと行政を頼るし、システムを活用するようになると思う。ワンストップサービスというものを前面に出すと、市民の行政に対する見方も変わると思う。

もう一つは、団塊の世代については、将来的には地域で貢献したいとか、自分の住むところに何かしたいというのはあると思うが、地域で色々活動しているところというのは、長くやっている人も多いですし、なかなか入りづらいところというところが、正直あると思う。また、経済的な面も考慮して、そういう活動をする人をボランティアではなく、市と地元の企業などで支えながら会社のようなものを作って、そこで働く仕組みを提案したい。例えば、高齢者や障がい者への支援、あるいはひきこもっている人への訪問、また、若い人はなかなか自治会に入らないが、日曜に訪ねて行って町内会の説明をするなど、そういうことを仕事とすることでネットワークもできると考える。給料は高くなくても良いが、ボランティアでやろうとするとなかなか難しいと思う。

地域には色々な資源もあるので、それを使えるような、紹介できるような仕組みと同時に地域で働けるような仕組みを作って、サラリーマンが地域に戻るようにしてはどうか。元気な高齢者に目を向けることで結果的には介護予防にもつながると考える。今の計画に人材の育成と活用を図る視点を入れてはどうか。

石渡委員長：はい、大事なご提案をありがとうございます。他の委員の方から何かございますか。

椎野委員：地域福祉計画に関して、この委員会では策定だけをしているように感じる。計画のPDCAサイクルを考えた時に、Do・Check・Actionをどうするのかを考えるべきではないか。先ほど話が出たとおり、この計画をどのくらいの人が見たのか、計画に書いてある内容をやろうとしたのかがわからない。この委員会は色々な団体の代表が参加しているが、地区の代表はいない。市民センター長あたりがこの計画をどのくらい知っているのか。計画については策定するだけでいいのだろうか。

片山参事：正直申し上げてこれまで計画の進捗管理ができていなかったのではと感じています。事務局としても、新しい計画を策定する前に現在の計画の進捗状況について議論すべきではないかと考えているので、現計画の25年度までの状況を報告し、ご意見をいただいた上で次期計画に活かしていきたいと思えます。

また、地域の話も出ましたが、市民センターにもこれから色々話していかないといけないと思えます。地域では、民生委員・地域包括支援センター・相談支援事業所などがありますが、それをつなげるコーディネーター役がいないうために、それぞれで苦勞されているのが現状です。そういう意味で、コミ

ユニティワーカーや地域福祉コーディネーターの役割を担う人材が地域に必要だと思いますし、社協にも協力していただきながら、地域に入っていく人材を配置し、チームでサポートできる体制を作れたらと考えております。

認知症の話では、厚労省がオレンジプランという5カ年の計画を立て、25年度から始まっております。地域包括ケアシステムの中の一つとして、認知症・高齢者の方への支援を地域と本庁で連携して行う体制を作りたいと考えております。ワンストップサービスの話もありましたが、福祉保健総合相談室だけでは十分ではないので、生活困窮者自立支援制度の開始と合わせて拡充し、地域と本庁を結ぶ相談のネットワーク体制を目指したいと思っております。

大田委員：一度に全てやろうとすると難しいと思うので、優先度をつけるべきだと思う。特に、福祉避難所については中間見直し案の中でも具体策を検討するとあったが、いつまでにやるのか。先日震度5の地震があったが、あれが首都直下型であれば間に合わないところだった。こういうことは早急に取り組むべきだと思うし、優先順位をつけて、いつまでにこれをやるのかというのを具体的にする必要があるのではないか。

市川委員：今までの話を参考にさせていただき、感じたのは弱者に対するセーフティネットをどうするのか、既に顕在化されている弱者もいれば潜在的な弱者もいる中で、どういう施策をすべきかを考える必要がある。それを現計画から引き継いでまとめていけば良いと思う。問題は、地域福祉の普及啓発をどう行うのか、PDCAのD o ・ C h e c k ・ A c t i o nをどう行うのかが重要だと考える。自治会連合会の会長として地域の自治会をとりまとめる立場で考えると、地域には民生委員・地区社協などがいる中で、行政から見て地域の啓発活動をどこに絞ってやるのかがポイントだと思う。

災害時の避難行動要支援者に関する説明会を自治連総会でしていただいたが、自治会長にとっては責任が重くなるというネガティブな印象を持つ人がいたように感じる。しかし、自治会長としてはそういった生活弱者に対してどうやって目を向けていくか、民生委員・社協とどういう連携をとるかという心構えを持たなくてはいけないと思うし、自治連として啓発していく必要があると常々考えている。各地区の自治連では総会と定例会を開催していると思うが、そういうところを使って、実際に活動する人に積極的に情報発信し、また自治連としても市の情報について勉強する必要があると思う。例えば、災害対策の避難施設の問題などは、行政は色々な問題を踏まえて手を打っていると思うが、我々住民が有効に活用するように啓発するのも自治連の一つの役目だと思う。地域福祉の普及啓発という意味では、13地区の自治連や郷土づくり推進会議の実態を踏まえて、どういう普及活動を行うのかを検討していただきたい。

石渡委員長：はい、大変なご指摘ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

松永委員：地域福祉計画は何を目指すのか。社会福祉法ができた時に、社協が作る地域

福祉活動計画と市の地域福祉計画の違い、総合計画と地域福祉計画の位置付けについて話題になったことがある。高齢者・障がい者・子どもに関しては個別計画がある中で、総括ではないにしても全般を見渡していく計画として策定するか、あるいは個別計画と地域福祉計画を一体化して作る自治体もある。

先ほどActionが見えないという話があったが、地域福祉計画は考え方を整理する位置付けにして、別立てでアクションプランを作る方法もあると思う。限られた期間ではあるが、藤沢市として目標も含めて地域福祉計画でどこまでやっていくか、委員会は何をするのか、個別計画の情報提供を受けながら、どう連携・補完すべきかを考える必要がある。地域福祉計画だけが個別のものというのは市民には伝わらないと考える。

社会福祉法では、抽象的な漠然とした書き方がされており、県の支援計画でもあまり言及されていないので、地域福祉計画をどう書いていくのかは各自治体に委ねられている。

地域福祉計画は何を目指すのか、個別計画との連携・補完、委員会の役割、アクションの方法などを整理し、作業プランとしてまとめる必要があると考える。

石渡委員長：皆さんの話を聞いていて思ったことが二つあります。

一つは、計画の内容をどう実行に移すのかという点で、優先順位をつけることも含めて、進行管理を明確にする必要はあると考えます。アクションプランとして別立てにすることなども考えて、委員会の中で議論していきたい。

もう一つは、実際に実行するにあたっては、地域のネットワークをどう作るのか、平面的なものだけではなく重層的なネットワーク、関係性を考える必要があると思う。先ほど提案があった新しい会社やNPOのように、行政や社会福祉法人の福祉サービスとは違うニーズに応える組織づくりも考えられる。地域福祉計画で一番考えなくてはいけないのは、厳しい状況になる前にストップできるような見守りや身近な支援、早い段階での支援を行う、地域の助けあいのあり方だと思う。現状では、民生委員の負担になっているところを、もっと一般の市民が担うようなことも考えるべきだと思う。現在、東京で、虐待や配偶者の暴力に遭った人をどう支えるかという検討会に関わっているが、児童保護施設や婦人保護施設などの専門機関の人たちからは、こんな厳しい状況になる前に、市民がもっと早くに、見守りや支援ができる体制がなかったのかということと言われる。そういう専門機関や事業者がやるよりも前の早い段階でどう受け止めるのか、市民がどう関わるのかということが地域福祉計画の中で大事なところになってくると考える。現計画は何をやるべきかについて整理されていると思うが、それを藤沢市の中でどう具体化していくかを新しい計画の中で検討していきたい。

片山参事：資料1で、子ども子育ての計画を別枠で書いてしまい、誤解を招く図で申し

訳ございません。地域福祉計画に関しては、高齢者・障がい者・子どもはそれぞれ個別計画があるが、それを内包する形で、幅広く地域住民を対象とした計画としたいと考えております。計画の相関図については、改めて提示したいと思います。

石渡委員長：前の計画はこういう図がなかったので、改めて整理をしていただきたい。その他事務局からお願いします。

齋田主査：みなさま色々なご意見をありがとうございました。次回第2回委員会の日程については、7月3日木曜日、午前10時から開催する予定で、会場につきましては現在調整中です。審議内容については、今日いただいたご意見、それから昨年度の検討経過などをふまえて事務局としての計画骨子案を作成するので、その案を基に議論していただきたいのが一点、また、平成25年度までの実績をもとに現計画の総括をしていただきたいと考えております。

また、11月8日のシンポジウムについては市民会館で開催する関係で、日程が決定していることをご了承ください。

石渡委員長：今日はたくさんのご意見をありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

赤尾主幹：石渡委員長ありがとうございました。最後に福祉部長より、閉会のあいさつを申し上げます。

7. 閉会

福祉部長：長時間にわたり、様々なご意見をいただき、本当にありがとうございます。

今日は、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、地域福祉計画の概要、スケジュール等の確認中心となりましたが、次回以降は、具体的な計画案をお示しながらご審議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど事務局のほうから説明がありましたが、今年度福祉部では5つの計画を改定する予定でございます。もうそれぞれの策定委員会が進んでおります。その中でも、地域福祉計画に関しましては、地域福祉全般を網羅するかたちで、総括的な計画ということで位置づけております。

さきほど、絵に描いた餅というような話が委員からでしたが、「理想のなきものに計画なし、計画なきものに実行なし」と、こういった言葉もございますので、そういうふうなかたちでぜひ進めていきたいと思っております。本当により良い計画にしていきたいと我々事務局も思っておりますので、ぜひ積極的なご意見、またはこの場だけでなく、お気軽に事務局のほうに、いろんなご意見ご提案、お気づきの点ございましたら、ご連絡をお願いいたします。本日はこれで委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。